

新さっぽろ
町内会

1月資源回収日 のお知らせ

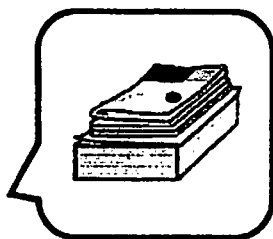
◎1月13日（土）8時30分まで

・アルミ缶	・ビール、コーヒー、ジュース等
・金属	・鍋（鉄、アルミ、銅製）、フライパン、アルミホイール
・新聞	・折込チラシ ・宅配や美容室等のチラシ ・会社、学校からのプリント、コピー用紙
・雑誌	・通販カタログ、パンフレット ・広報さっぽろ等の冊子・使用済ノート等
・ダンボール	・箱に差込まず全てたたんで紐で縛る
・紙パック	・箱を開いて洗い紐で縛る
・びん	・ビール瓶（国内メーカー）

◎出す所

- ・マンション等は、ゴミステーション横
- ・戸建て住宅は、玄関前歩道

新聞



チラシやコピー用紙も
一緒に出せます！

町内会資源回収活動にご協力を！！

・毎週金曜日のゴミ収集日に、アルミ缶が相当数捨てられていますので、努めて町内会の資源回収日に出していただき、町内会の資源回収活動にご協力下さい。

・昨年の町内会資源回収活動の実績⇒・年間約1.5万円（古新聞1.1万余、アルミ缶0.4万）で、市から資源回収実績に応じた奨励金は約5.0万円となっています。

1月 お知らせ

(令和5年12月17日)

新さっぽろ町内会 女性部

手 芸 サークル

1 日 時 1月13日(土) 13時～15時

2 場 所 厚別老人福祉センター

3 内 容 ペットボトルカバー

持ち物・・・並太毛糸 30g

6号のかぎ針

4 問い合わせ 麗股 (☎ 892-1643)

川島 (090-1524-4266)

*マスク着用で参加をお願いします

“ 児童の交通安全啓発について ” (お願い)

新さっぽろ町内会 安全部

新さっぽろ町内会は、交通安全運動の一環として、町内会のひばりが丘小学校通学児童の登校時の交通安全を図るため、町内会の有志をもって交通安全街頭啓発をしています。4月の新学期5日間で延40数名、5月連休明け12名、8月夏休み明け10名の方々のご協力を頂きました。



引続き、冬休み明けに下記の要領で交通安全啓蒙活動を計画しましたので、ご協力をお願いします。

記

1. 日時 1月22日(月) 23日(火)

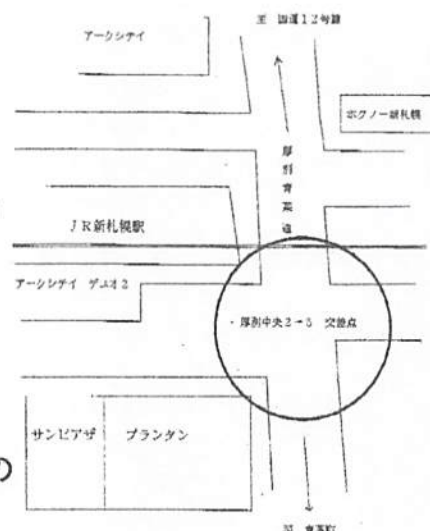
毎日 7時40分から8時15分

(地下鉄4番入口周辺に7時35分集合して下さい)

2. 場所 厚別青葉通

厚別区厚別中央2条5丁目交差点周辺

3. 活動要領 交差点の交通信号に応じた交通ルールの



“さわやかサロン開催のご案内”

今年もあと10日余りとなり路面も滑りやすくなり、転んだら一大事の季節を向かえました。コロナに加えインフルエンザも流行っているようです。

サロンでは毎月3回の親睦の集いを持っています。

ゲームや合唱、脳トレ、体操、むかし遊び、ヨガ、モルック、おしゃべりなど楽しんでいます。

是非、参加されておしゃべりしたり、笑ったり、体を動かしたりませんか！！

1月は、下記の要領で開催しますので、多くの方の参加をお待ちしています。

記

1 対象 新さっぽろ町内会会員 高齢者（60歳以上）

2 1月の予定

1) サロン体操 昔あそび 今年一番の運だめし など

日 時 20日（土）10時～12時

場 所 厚別老人福祉センター 教養室

2) 楽々ヨガ、おしゃべり ふまネットなど

日 時 21日（日）10時～12時

場 所 厚別老人福祉センター大広間

参加費 100円、バスタオル持参

3) モルックで楽しく健康づくり

日 時 28日（日）10時～12時

場 所 厚別老人福祉センター大広間



* マスク着用をお願いします。

問合せ先 樋田（894-5126）

正月あそび実施要領

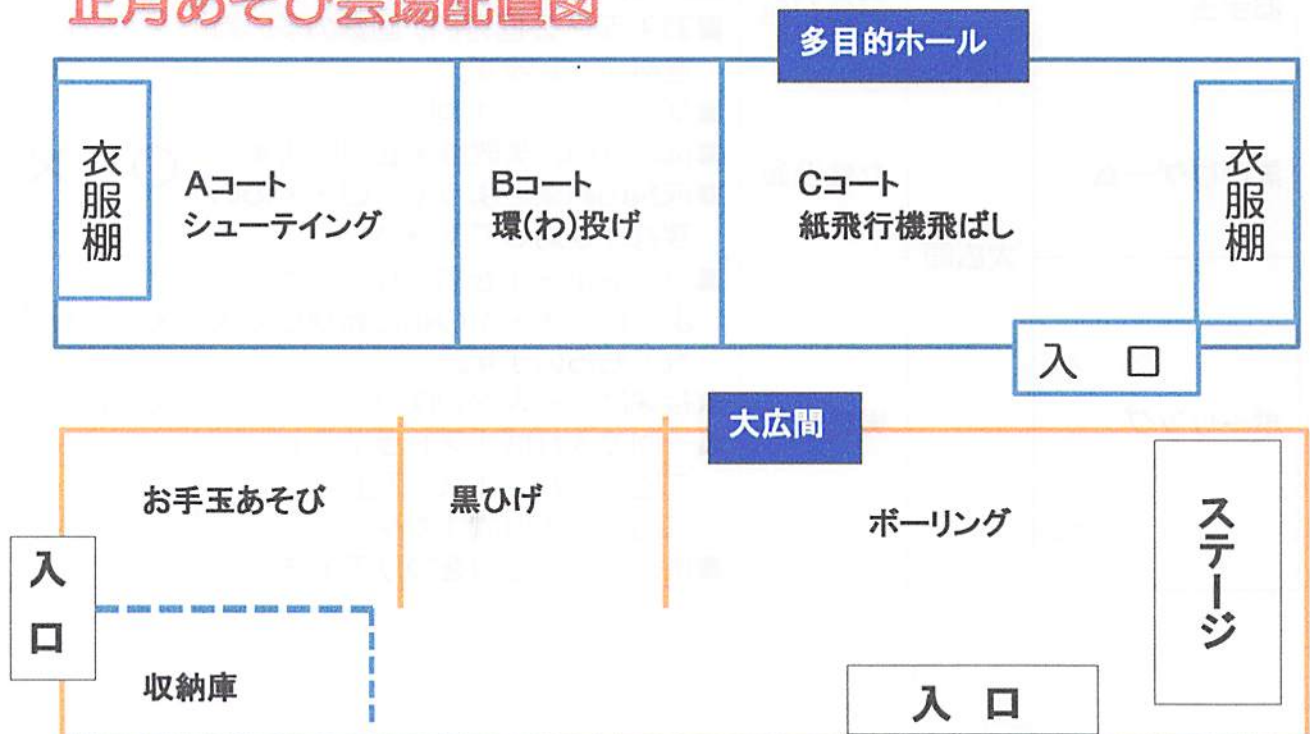
開催日時：令和6年1月14日(日)10時45分から12時迄

開催場所：厚別老人福祉センター（大広間・多目的ホール）

“マスク” 忘れないでね “

1. 多目的ホールに集合して、防寒具等を衣服棚等に収納して下さい。
2. 参加者は、AグループとBグループに組み分けし、Aグループは【大広間】に、Bグループは【多目的ホール】に進んでください。
3. 二人一組のチームをつくってください。
組み合わせは、祖父母と孫・親子・兄弟姉妹・高学年と低学年・役員と子供等々、自由です。
4. 全種目にチャレンジして、楽しんでください。
5. 各ゲームの実施場所には、それぞれ担当役員がおりますので、ゲームの進行は、担当役員の指示にしたがってください。
6. 各ゲームの点数は、「点数表」に必ず記載し、賞品・おみやげを受け取ってください。「点数表」は、当日、参加者に配付します。
7. 各ゲーム会場の責任者は、【大広間】は田中副会長、【多目的ホール】は林副会長、ですので、何か問題があるときは、ご連絡下さい。

正月あそび会場配置図



正月あそび点数表

名前を書いてください

なまえ

①

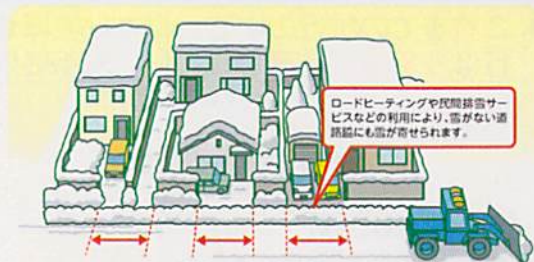
②

種 目	場 所	担 当	あそびのルール	成 績
シューティング (射的)	多目的 ホール	体育部	■シューティングは、一人5回。 ■弾丸(珠)は一人5発です。 ■標的(まと)が倒れれば、賞品がもらえます。	個
紙 ひこうき飛ばし		男性役員	■飛行機を紙で折ってつくります。 ■練習は1回。 ■飛行機は2回飛ばします。 ■飛んだ距離を測定します。	m
輪投げゲーム		体育部	■お手玉を標的の円に投げます。 ■一人3回投げられます。 ■標的の輪の中にお手玉が入れば賞品がもらえます。	回
お手玉	大広間	女性役員	■二つのお手玉を使用します。 ■練習は1回です。 ■お手玉を2回行い、回数の多い方を得点とします。	回
黒ひげゲーム		女性役員	■ゲームは一人1回 ■成功は○、失敗は×をつけます。 ■成績の結果によって、○・×のいずれかを消して下さい	○ ×
ボーリング		男性役員	■ソフトボールをボーリングと同じように、大・小の箱に転がして入れてもらいます。 ■投球は、一人2回です。 ■一回で入れば「ストライク」 ■二回で入れば「スペア」 ■二回とも失敗は「ガター」 ■成績に合せて○をつけて下さい。	ストライク スペア ガター

今冬も除排雪作業にご協力をお願いいたします

雪の置き場所について、ご理解をお願いします

- ◆ まとまった降雪があった際には、通行幅を確保するため、「かき分け除雪」により道路脇へ雪を寄せます。
- ◆ 出入口部分のほか、ロードヒーティングや民間排雪サービスなどの利用により雪がない場所にも雪を寄せる場合があります。



道路への雪出し はやめましょう



事故や渋滞の原因となるほか、除雪作業の支障となります。

路上駐車は やめましょう



道路の幅が狭くなり、除雪車が通れなくなります。

ごみ出しは 収集日の朝に



ごみが雪で埋もれ、除雪作業で散らばってしまいます。

公園を雪置き場として利用する際の手続き

原則、公園に雪を入れることは禁止されていますが、町内会等と札幌市との間で「覚書」を交わし、ルールを守ることによって雪置き場として利用できます。



不慮の事故の恐れ！



雪の重みで遊具が破損！

➡ 原則、公園への雪入れは**禁止**

公園を雪置き場にする場合のルール・注意点

- パトロールを行う
- 機械による雪入れはしない
- 遊具・樹木の周りに雪を置かない
- 春の清掃を行う



スロープは道路と直線的に結ばない

パートナーシップ排雪の作業日程（旬別）を公表します

排雪作業を実施する沿線住民の皆さまへの周知に加え、幅広い周知を目的とし、厚別区役所ホームページで、パートナーシップ排雪の作業日程を上旬、中旬、下旬の旬別にお知らせしています。

- ◆ 公表内容：申請団体名、団体毎の作業予定（旬別）
- ◆ 掲載開始：1月下旬
- ◆ 更新頻度：大幅な日程の変更がある場合

厚別区役所ホームページ

厚別区 土木部＜除雪＞のページ

<https://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/doboku/josetsu.html>



生活道路の新たな除雪方法を試行しています（今年度で終了）

- ◆ 間口の雪かきに対する負担感の軽減や除雪従事者の労働環境改善、除雪作業の効率化などを目的として、令和元年度（厚別区では令和2年度）から一部地域において「生活道路の新たな除雪方法の試行」を実施しています。（**幹線道路やバス路線は対象外**）
- ◆ 令和4年度は、8区18地域において、市全体の生活道路延長のうちの約4%で実施しました。
- ◆ これまでの試行の中で、様々な地域や降雪状況における実験結果が得られてきたことから、この試行は**今年度で一区切り**とし、来年度以降は、通常の除排雪作業に戻るることとなります。

＜今年度の実施地域＞

【もみじ台地域】 ※令和2年度より実施

- ◆もみじ台みなみ自治会 ◆みずほ自治会
- ◆もみじ台商業地区自治会（一部）

【厚別南地域①】 ※令和3年度より実施

- ◆上野幌中央第四町内会
- ◆梅ヶ丘町内会 ◆南ひばりが丘町内会
- ◆道営厚別団地自治会 ◆道営厚別光陽団地自治会
- ◆ビレッジハス上野幌自治会
- ◆厚別光陽団地高層棟自治会

【厚別南地域②】 ※令和4年度より実施

- ◆上野幌中央第1～第三町内会
- ◆上野幌中央第五～第12町内会

【厚別西地域】 ※令和4年度より実施

- ◆厚別西厚信会

＜試行する除雪方法＞

- ◆夜間の「**新雪除雪**」について、出動基準を「10cm以上」から「**20cm程度**」の降雪に変更して実施
- ◆一方、「**路面削り作業**」の頻度を増やし、出入りの支障の少ないところに雪を置く
- ◆状況に応じて「**簡易排雪**」を実施

※テレビのデータ放送、札幌市公式ホームページ等で配信されている出動情報には反映されません。ご不便をおかけしますが、ご了承ください。

取組の背景や詳しい試行の内容につきましては、札幌市ホームページをご覧ください。

建設局 雪対策室
＜生活道路の新たな除雪方法の試行＞のページ



「生活道路排雪の在り方検討」に着手しました

生活道路に対するニーズの変化

- ・宅配サービスの普及
- ・介護サービスの利用増加 など

パートナーシップ排雪制度の課題

- ・地域支払額の上昇
- ・町内会加入・非加入による不公平感 など

札幌市では、排雪作業に焦点を当て
「生活道路排雪の在り方検討」に着手しました

- ◆「生活道路の新たな除雪方法の試行」では、パートナーシップ排雪よりも排雪量を抑えた「簡易排雪」を市負担で実施してきましたが、将来的な除雪従事者の減少という課題を踏まえると、この手法を**全市の生活道路に展開することは困難**で、より一層、**作業の効率化・スピードアップが必要**となります。
- ◆排雪手法の検証のため、今年度、厚別区では前述の試行を継続し、最終年度として作業データの収集を行うほか、他区では、より作業スピードを重視した手法を試験的に実施する地域もあります。
- ◆来年度からは、各種の排雪手法において収集したデータの検証に加え、地域の皆様や除雪事業者のほか、有識者の意見等も踏まえながら、**幅広い視点で検討する段階**へ移行していきます。



編集・発行

札幌市 厚別区 土木部 維持管理課

〒004-0007 札幌市厚別区厚別町下野幌45-39 TEL：897-3800 / FAX：897-3856

<https://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/doboku/index.html>

厚別区除雪センター区域図

除雪作業については、それぞれの区域の**除雪センター**へお問い合わせ願います。

(期間:令和5年12月1日(金)~令和6年3月20日(水) 市の委託を受けた事業者が24時間対応しています)

除雪センターに寄せられるお問い合わせの内容を正確に把握するため、通話を録音いたします。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

除雪の
お問い合わせは
こちら！



除雪センター
情報



北地区除雪センター ☎898-8961

【厚別北・西など】

厚別北1~6条(全丁目)
厚別町山本(番地)
厚別西1~5条(全丁目)
厚別西(番地)

【厚別東・もみじ台など】

厚別町小野幌(番地)
厚別町下野幌(番地)
厚別東1~5条(全丁目)
下野幌テクノパーク(全丁目)
もみじ台北・西・東・南(全丁目)

北地区 除雪センター

もみじ台北3丁目
(もみじ台緑地東側第3駐車場内)

南地区除雪センター ☎896-9126

【厚別中央・南、青葉、大谷地など】

青葉町(全丁目)
厚別中央1~5条(全丁目)
厚別町上野幌(番地)
厚別南(全丁目)
大谷地東(全丁目)
大谷地西(全丁目)
上野幌1~3条(全丁目)

東北通
清田区北地区除雪センター担当
☎882-6191

南地区除雪センター

厚別南5丁目4(上野幌公園)

清田区

東栄通
清田区南地区除雪センター担当
☎885-1971

国道は札幌道路事務所が担当しています。

●道道、市道についてのお問い合わせは
厚別区土木部維持管理課(厚別区土木センター) ☎897-3800
(月曜~金曜の8時45分~17時15分、配庁日除く)

●国道についてのお問い合わせは
札幌道路事務所 ☎854-6111



ご注意
下さい！

幹線道路などでは、ほかの地域の
除雪センターで作業を担当す
る場合もあります。区域図の色
区分でご確認をお願いします。

6 資料編

資料 1

資料 1 パートナースhip排雪制度について

令和5年度 パートナースhip排雪制度について

◆ 制度の目的

市民要望の高い生活道路の除排雪について、地域の皆様・札幌市・受託業者が、それぞれの役割を分担しながら連携し、生活道路の運搬排雪を実施することにより、快適な冬期生活環境を創出することを目的とした制度です。

◆ 申込団体の範囲

原則として次の(1)(2)に該当し、営利を目的としないものとします。

- (1) 町内会およびこれに準じる組織
- (2) 地域の除排雪を行うために設置された組織

◆ 地域・市・受託業者の役割分担

地 域	◎ この制度を選択するにあたり、地域の皆様の合意形成が必要です。 ◎ この制度の利用について、申込手続きが必要です。 ◎ 作業に係る費用（地域支払額）の支払が必要です。 ◎ 作業実施における役割等は、次のとおりです。 ・排雪幅など作業水準について、申込地域に住む皆様の理解と協力をお願いします。 ・宅地内、屋根、駐車場などの雪を出さないようお願いします。 ・路上駐車はしないようお願いします。 ・その他作業の支障となる行為を行わないようお願いします。
札 幌 市	◎ 申込の受付、費用の積算、決定・完了通知を行います。 ◎ 関係機関（警察等）への通知および届け出を行います。 ◎ 作業の指示および監督を行います。 ◎ 作業に係る費用（札幌市支払額）の支払をします。 ◎ 排雪時期の調整・決定を行います。
受 託 業 者	◎ 当該地域の除雪業務を受持つ企業体を実施します。 ◎ 運搬排雪作業（作業水準に基づく機械作業）を実施します。 ◎ 作業に係わる安全対策を実施します。 ◎ 排雪作業時期の調整を行います。

◆ 費用の負担

道路幅	費用の負担
10m未満	地域と市の双方が費用を負担するため、地域支払額が発生します。
10m以上	市が費用の全額を負担するため、地域支払額は原則※発生しません。

※道路幅 10m以上の道路だけを申込する場合は、地域と市の双方が費用を負担することとしているため、地域支払額が発生します。なお、地域支払額は裏面に記載しています。

◆ 排雪の対象

排雪対象は、道路幅のうち、【別添】に示す排雪幅（運ぶ雪）としていますので、道路上に堆積している雪を全て排雪する制度ではありません。

◆ 排雪予定日

排雪予定日は、地域の積雪状況や市の排雪作業全体の工程などを考慮し、市が決定しますが、気象や作業の進捗状況等によっては、日程の変更や一時中断をすることがあります。

◆ 地域支払額・札幌市支払額

排雪に必要な人件費・燃料費等の上昇により、地域支払額の引き上げを要するところですが、町内会等の負担軽減のため、当面、地域支払額の据え置きを実施します。

【標準断面】 1km当たりの地域支払額 = 516,400円 (R3から据置)

【抑制断面】 1km当たりの地域支払額 = 361,500円 (R3から据置)

市は、札幌市支払額を受託業者に支払うことになります。

札幌市支払額 = 実際の排雪費用 - 地域支払額

◆ 対象路線および作業水準

(1) 対象路線

中込地域内の計画排雪路線以外の道路（市道及び公道間を結ぶ道路）のうち、申込のあった道路を対象とします。

・原則として交差点から交差点の一丁間を最小単位とします。

※交差点から交差点の一丁間が、町内会などの境界や、河川等に接していて半断面分の排雪を必要としない場合には、半断面のみの排雪を選択することができます。

・狭小や急勾配など、作業が困難であると市が判断する路線は除きます。

(2) 作業水準

排雪作業は、【別添】のとおり、各排雪断面に応じた水準に則り実施します。

・気象条件や作業条件若しくは雪出しや駐車車両など、状況によっては排雪幅が確保できない場合があります。

・地域の実情に応じて、排雪時に雪を多く残し、地域支払額を軽減する抑制断面を選択することが出来ます。

・抑制断面では、排雪実施時の気象や路面状況などにより、路線ごとに雪の残し方が変わることがあります。

◆ 利用回数

「パートナーシップ排雪制度」の利用回数は、シーズン1回です。

「市民助成トラック制度」との重複利用はできません。

◆ 申込先・申込期間

厚別区土木センター（維持管理課）へお申し込みください。（※FAX等での申し込みも可）

令和5年12月18日（月）～令和6年1月9日（火）（土日・祝日・年末年始を除く）

◆ 大雪時の対応

大雪時に作業の遅れを取り戻すため、札幌市緊急除排雪実施本部の判断により、以下の対応をとる場合があります。

・市が応援体制の構築（フェーズ2）を決定した場合、受託業者を変更する場合があります。

・市が生活道路の緊急排雪（フェーズ3）の実施を決定した場合、パートナーシップ排雪は取りやめになります。（取りやめになる団体 ⇒ 地域支払額は発生しない）

札幌市の大雪時の対策についてはこちら



◆ 申込の取下げ

申込の取下げを希望する場合は、排雪予定日の7日前までに申し出てください。

7日前が閉庁日（土・日・祝日）にあたる場合は、翌開庁日までとなります。

◆ ご相談・お問い合わせ先

制度について 市役所本庁舎雪対策室事業課 (TEL 211-2662)

申込などについて 厚別区土木センター（維持管理課） (TEL 897-3800 FAX 897-3856)



「価値ある活動に挑む」

児童活動部 中村 直樹

先日、「玉鋼に挑む」というドキュメンタリー番組が放送されていました。「玉鋼」とは日本刀などに使われる最高品質の鉄で、製造できるのは世界でも島根県にある製鉄所ただ1か所。粘土で手作りした釜に砂鉄と木炭を入れて高温で燃やし続ける「たたら製鉄」と呼ばれる製法は千年以上変わらないのに、最新のテクノロジーを駆使しても製造は困難という「奇跡の鉄」です。

「玉鋼」づくりを行う職人は40歳代から80歳代までの12人。三日三晩交代で炎を維持するために多くの人数が必要なのですが、年代がバラバラなのは技術を継承するためという理由があるそうです。「たたら製鉄」は、木炭や砂鉄を入れるタイミング、炎の勢いなどの加減を少しでも間違えると質の良い「玉鋼」ができないというほど、職人の経験と技術に支えられています。しかし、終戦とともに中断した「たたら製鉄」が約30年後に再開されたとき、当時の技術を知る職人はわずか2人。以来、貴重な技術が失われることがないように、毎年世代から世代へと技術の引き継ぎが行われているのです。

本校の児童活動にも、学年の異なる集団で行うものがあります。委員会活動は5～6年生、クラブ活動は4～6年生、たてわり活動には1年生から6年生までがそろい、互いに交流しながら活動しています。「異学年が一緒に楽しめる遊び」「あいさつや運動につながる活動」などを毎年1から考えるのは大変ですが、6年生を中心に過去の経験をもとによりよい活動を立案、実行し、下級生は自分が6年生になったときに経験を生かした活動づくりを行います。児童活動にもコロナによる中断がありましたが、活動のよさや価値は途切れることなく継承され、子どもたちの新たなアイデアも取り入れながら引き継がれています。



番組内で、職人たちが生み出した「玉鋼」はおよそ400kg。この年(2022年)の操業は1回きりだったので、この年製造の「玉鋼」は世界中探してもこれだけ。ちなみに、世界のダイヤモンドの生産量は1年間に20t以上。比べ物にならない希少価値です。本校では、12月にたてわり活動のまとめとなる「キラリプロジェクト」が、3月には6年生を送る「キラリオ別れ会」が行われます。異学年の集団が、他では得られない「玉鋼」のように価値ある活動を生み出せるよう、そして上級生から下級生へと必要な技術を伝えていけるよう、そして上級生から下級生へとこの活動で大切にしてきたことを伝えていけるよう支援していきます。



12月の行事予定



12月

- 1日(金) アイヌ文化体験プログラム
 <アイヌ文化交流センター>(4年)
 ※4年生のみ弁当が必要となります。
- 4日(月) 参観懇談(ひばり・3・6年)
 キラリ(異学年交流)<中休み>
- 5日(火) 参観懇談(1・4年)
 ALT 来校⑦
- 6日(水) 参観懇談(2・5年)
 ALT 来校⑧
- 7日(木) ひばりお話の会②
- 8日(金) 薬物乱用防止教室(6年)
 校外学習【厚別南中学校】(ひばり)
- 11日(月) 図書返本週間(～13日)
 跳び箱週間(～22日)
- 12日(火) PTA 資源回収
- 13日(水) 学力テスト・学習生活実態調査(全学年)<2～4校時>
- 15日(金) キラリ(異学年交流)たてわりプロジェクト
- 18日(月) 児童委員会⑩
- 19日(火) ひばり・5・6年中縄チャレンジ①
 冬休み図書貸出し(高学年・ひばり)
- 20日(水) 3・4年中縄チャレンジ①
 冬休み図書貸出し(中学年)
 びーちくパーク
- 21日(木) 1・2年中縄チャレンジ①
 冬休み図書貸出し(低学年)
- 22日(金) スクールカウンセラー来校
- 25日(月) 2学期終業式
- 26日(火) 冬季休業(～1月19日)

1月

- 9日(火) PTA 資源回収
- 22日(月) 3学期始業式



○学習参観懇談

12月4日(月)～12月6日(水)に参観懇談を行います。詳細につきましては、先日配付いたしました「学習参観懇談のご案内」をご覧ください。

<お願い>

- ・東玄関からお入りください。
- ・スリッパをお持ちください。
- ・通級教室の指導時間ですので、1階廊下の通り抜けは、ご遠慮ください。

ご協力ありがとうございました

11月18日(土)に開催された学習発表会では、たくさんの保護者の皆様や来賓の皆様にお越しいただきました。今までの取組の成果を発揮して、頑張る子どもたちの姿をご覧いただけたことと思います。学習発表会のキラリカードには、保護者の皆様からたくさんの温かな言葉をいただきました。ありがとうございました。

また、学校教育アンケートにご協力いただきましてありがとうございました。アンケートの結果につきましては、後日発行される学校便りにてお知らせいたします。

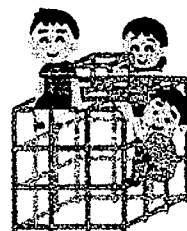
スキー学習ボランティアのお願い

3学期からスキー学習が始まります。

2・3年生、ひばり学級は滝野スノーワールド、4年生以上は北長沼スキー場での学習を予定しております。子どもたちが、怪我なく安全にスキーの学習ができるよう、ボランティアのご協力をお願いします。たくさんの方のご協力をいただければ大変助かります。

詳細につきましては、11月28日(火)に配付した「スキーボランティアの募集について」をご覧ください。

このたび、遊具の安全基準が変わり、本校のグラウンドにある遊具も一つ撤去されました。残念ではありましたが、子どもたちがこれからも安全に遊べるように見守りと声掛けをしていきます。



学校への電話連絡

学校 892-4802

○土日祝日と、学校休校日、並びに時間外で急用があるときは、

月曜日～金曜日 ※7:45～17:30

○学校メールアドレス hibarigaoka-e@sapporo-c.ed.jp へお願いします。

○急な転校、事件事故に遭った時(まず110番)には、必ず学校への連絡をお願いいたします。

□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□

学校メールでの連絡は、緊急時のみにお願いいたします。このメールは、職員に転送されます。利用の際には以下の3点をご確認ください。

- ①メール送信の際、件名には学年・組、児童氏名を入れてください。
- ②本文には緊急な要件と電話連絡先を必ず入れてください。
- ③折り返しの連絡には、時間がかかることも考えられますのでご了承ください。





地域安全ニュース



令和 5 年 12 月 号

特殊詐欺の発生



厚別署管内で、SNSやインターネットの広告等から、サイト内で知り合った者と投資に関する話になり、同投資が架空の取引であると気づかず、投資費用としてお金をだまし取られる金融商品詐欺の被害が発生しています。

投資で絶対に利益が出るなどのうまい話はありません！
投資関連のLINE等のSNSグループへ招待されても、追加しないでください！



厚別署管内犯罪発生状況 (10月末暫定値)

- 凶悪犯～4件（強盗等）
- 粗暴犯～77件（暴行等）
- 窃盗犯～533件（万引き等）
- 知能犯～25件（詐欺等）
- 風俗犯～15件（わいせい等）
- その他刑法犯～70件（器物損壊等）



ほくとくん防犯メールの 登録をお願いします！

ほくとくん防犯メールとは、地域の犯罪発生情報などを知ることができ、自分の住んでいる地域や離れて暮らす家族が住んでいる地域など、知りたい地域を警察署単位で複数選択できます。

アドレス

QRコード

<http://www.mmg.police.pref.hokkaido.lg.jp>



厚別・北広島防犯協会連合会 厚別警察署 896-0110

すこやか倶楽部《日程表》



参加費無料

『すこやか倶楽部』は、おおよそ65才以上の方を対象に下記会場5か所でひと月に1回行っております。1月からのプログラム『ラダー運動』は、はしご状の紐を床に敷いてまわいで歩く運動です。楽しみながらバランス機能、認知機能を高めましょう。
お近くの会館、集会所にお気軽にお越しください。

	場所・時間	令和6年 1月	2月	3月
厚別信濃 すこやか倶楽部	厚別信濃会館(厚別中央4-3-3-6) 毎月第4木曜日 13:00~14:00	25日 (薬局講話)	22日 (腰痛ストレッチ)	28日 (ラダー運動)
ひばりが丘東 すこやか倶楽部	ひばりが丘東集会所(厚別中央1-4-3-1) 毎月第4火曜日 13:30~14:30	23日 (ラダー運動)	27日 (腰痛ストレッチ)	26日 (ラダー運動)
青葉すこやか倶楽部	青葉会館(青葉町3丁目2-26) 毎月第1金曜 13:30~14:30	5日 (ラダー運動)	2日 (腰痛ストレッチ)	15日 第3金曜日 (ラダー運動)
新さっぽろ すこやか倶楽部	新さっぽろ集会所(厚別中央1-5-5-10) 毎月第4火曜日 10:00~11:00	23日 (ラダー運動)	27日 (歯科衛生士講話)	26日 (腰痛ストレッチ)
いきいき青葉南 すこやか倶楽部	青葉南集会所(青葉町6丁目3-10) 毎月第4木曜日 10:00~11:00	25日 (ラダー運動)	22日 (理学療法士講話)	28日 (ラダー運動)

チャレンジ！オンライン介護予防教室！

オンライン介護予防教室 参加者募集中！

パソコンや、スマートフォンなどを使ってご自宅から気軽に参加できます。
天候に左右されないなど、オンラインならではのメリットを活かして運動習慣
づくりにお役立てください。

◎日 時 毎週水曜日 PM3:00~(20分程度)

◎参加費 無料 *通信料は別途必要です。

◎参加条件 **予防センターとメールのやり取り**ができる方

参加方法 yobousenta-@karipu.jp

題名に「オンライン教室参加希望」と書いてメールを
送ってください。招待用のURLを返信します。

スマホ・タブレットでの参加もOKです。

繋がるまで電話などで丁寧に説明しますので、
どうぞお気軽にご参加ください。

週に1度の体操習慣になっ
ています。時間が20分なの
もちょうど良く、気軽に参加
しています。

タブレットでご参加のKさん



介護予防センターは地域の皆様の通いの場、サロン、老人クラブ、サークル活動の立ち上げや
活動継続のお手伝いをしています。お気軽にお声がけください。

札幌市厚別区介護予防センター厚別中央・青葉

☎011-896-1475 (平日午前9時から午後5時まで)

✉ yobousenta-@karipu.jp

担当 仁木 石崎



厚別区介護予防センター 厚別中央・青葉だより

第30号

2023年12月発行

厚別区介護予防センター厚別中央・青葉

厚別区厚別中央5条6丁目5-20

特養老人ホーム かりぶ・あつべつ内

電話 896-1475

介護予防センターは札幌市の委託を受け介護予防事業を行っています。

「いきいき元気教室」を開催しました!!

今回の会場は「厚別キリスト教会」（厚別警察署2軒隣）で、地域貢献の一環として場所を開放していただきました。

タオル体操や楽笑体操、理学療法士の指導を受けながら身体を鍛え、教室の初回と終わりに体力測定を行い体操の効果を実感しました。

また、今回の特徴は「助け合いゲーム」などを通じて自分たちにできる社会参加を考える機会を持ったことです。新聞ちぎり絵に挑戦し、出来上がった作品を老人ホームに寄付することができました。皆さんは「誰かの役に立つことが実践できた」「家にこもりがちなのでみんなに会えることが楽しかった」と話されていました。

介護予防センターは、皆さんが歩いて通える様々な場所で教室を企画していきます。機会がありましたら、ぜひご参加ください。



ポイント 冬道、転ばない歩き方のコツ



◆小さな歩幅で歩く



滑りやすいところでは、基本的に小さな歩幅であるきましょう。左右の幅は適度に離れているほうが良いでしょう

(20センチ前後)

◆靴の裏全体をつけて歩く



道路の表面が氷状のツルツル路面では足の裏全体をつけて歩く「すり足」のような歩き方が有効です

◆砂箱を利用する (参照：札幌市ホームページ)

交差点などにある砂箱には、ツルツル路面を滑りにくくするための砂が入っています。滑る！危ない！と思ったらどこでも撒いて下さい。

自分のためでもありますし、その後そこを通る他の方のための転倒防止に繋がります。冬の間に撒かれた砂は、春の雪解けのときに、ボランティアの人たちが掃除をします。みなさんも気がついたら、ほうきとチリトリを持ってLet's 掃除！



介護予防センターは高齢者の身近な相談窓口です。

気になる事・困り事などお話を聞いてアドバイスや適切な機関へのご紹介ができます。どうぞお気軽にお電話ください。



☎ 896-1475

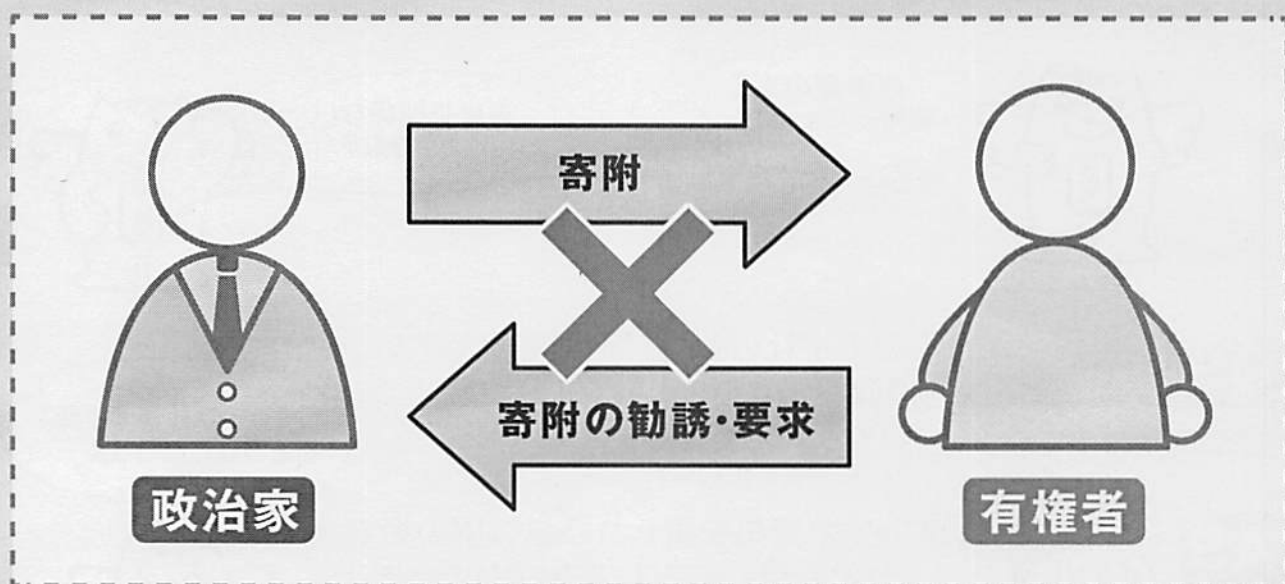
寄附禁止の概要

公職選挙法で、次のことが禁止されています。

● 政治家がする寄附の禁止

政治家(注1)が、当該選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義のものであっても禁止されています(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます(注2))。

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。



● 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して、寄附をするように勧誘することや要求することも禁止されています。

(注1) 政治家とは、現に公職にある人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする人をいいます。

公職とは、国会議員、都道府県市町村の議員、都道府県市町村の長のことです。

(注2) 政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

? 寄附禁止の Q&A ?

Q1

政治家の寄附禁止というけれど、寄附ってどういうものですか。

A1

政治家のする寄附とは、お金や物品、その他財産上の利益を与えること又は与える約束をすることです。

ただし、党費や会費、物を買ったときの代金や有料イベントの参加料のように債務の履行として支払うものは寄附にはあたりません。



政治家のする寄附ってなあに？

Q2

政治家が選挙区内のお世話になった人へお中元、お歳暮を贈ることや催し物の賛助金など、選挙とは関係のない寄附は問題ありませんか。

A2

できません。

政治家が寄附にお金をかけることを無くして、お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するため、選挙に関する・関しないを問わず、選挙区内の人や団体への寄附は全て禁止されています。

選挙に関係ないものはどうかな？



Q3

町内会が日本赤十字社の社員(社費)を集めていますが、選挙区内の政治家に社員(社費)の勧誘はできますか。

A3

会員(社員)としての資格を得られる最低限の会費(この事例では1口の社費)までは、寄附ではありませんが、これを超える分は寄附にあたります。

日赤の社員(社費)はどうなんだろう？



Q4

選挙区内の政治家を町内会の新年会に招待したところ、手ぶらでは行けないと言って、清酒1升を持ってきましたが、受け取れますか。

A4

寄附となるため、受け取れません。

債務の履行と認められない支出や物品の無償提供は禁止されている寄附となるため、政治家は提供できません。

寄附は、現金に限りません。花輪、記念の置物、時計、トロフィーなど、多少でも金銭的価値のあるものを無償で提供することは、寄附にあたります。

Q5

選挙区内の政治家を町内会の忘年会に招待したところ、手ぶらで来たので、「寸志くらい出してよ」と言いたいのですが…。

A5

政治家は、会費でない場合は出せません。質問の場合は、政治家に対する寄附の要求になりますので、言うてはいけません。

会費が必要な場合は、会費が必要な旨と実費相当額の会費を明示して案内し、明示した金額だけを受け取るようにしましょう。また、会費を徴収しない場合は、何も持ってこないようにはっきり伝えましょう。

寄附は、有権者が求めるのも、受け取るのもダメです。

実費相当額を徴収する場合は、あらかじめ、会費として額を明示する必要があります。



Q6

老人クラブの忘年会を会費2,000円で会員に案内しました。選挙区内の政治家には、金額を書かずに案内したところ、当日5,000円を包んできましたが、どうしたら良いでしょうか。

A6

債務の履行と認められないものは寄附となりますので、受け取るとはできません。

質問の事例では、お金を包んできたとのことですが、無償で招待していると受け取れる案内ですと、禁止されている寄附となるため、実費相当額の寸志であっても政治家は提供できません。

会費が必要な場合は、会費が必要な旨と実費相当額の会費を明示して案内し、明示した金額だけを受け取るようにしましょう。

政治家は、老人クラブの忘年会に限らず、町内会のお祭りのように会費を徴しないイベントに寸志を提供することができません。



政治家が、当該選挙区内にある者に対してする寄附であっても、次のものは、罰則の適用がありません。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※ ①や②の場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

● 禁止される寄附の例

- ① 病気見舞い
- ② お祭りへの寸志や差入
- ③ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入
- ④ 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ⑤ 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典
- ⑥ 葬式の花輪、供花
- ⑦ 落成式、開店祝の花輪
- ⑧ 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入
- ⑨ 入学祝、卒業祝
- ⑩ お中元、お歳暮 など

【問い合わせ先】 札幌市・各区選挙管理委員会

札幌市選挙管理委員会	211-3247	豊平区選挙管理委員会	822-2406
中央区選挙管理委員会	205-3206	清田区選挙管理委員会	889-2010
北 区選挙管理委員会	757-2404	南 区選挙管理委員会	582-4711
東 区選挙管理委員会	741-2412	西 区選挙管理委員会	641-6922
白石区選挙管理委員会	861-2406	手稲区選挙管理委員会	681-2427
厚別区選挙管理委員会	895-2424		